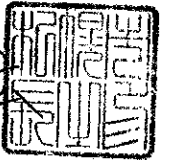


札幌市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年9月 30 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 41 号

札幌市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年規則第61号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条の2第1項中「額は、」の次に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号。次項において「令和6年改正令」という。）第4条の規定による改正前の」を加え、「に規定する額」を「の規定による額」に改め、同条第2項中「それぞれ」の次に「令和6年改正令第4条の規定による改正前の」を加える。
- (2) 第3条第1項を次のように改める。

条例第4条の規定による申請は、子ども医療費助成受給資格登録申請書（様式1）を提出して行うものとする。
- (3) 第3条第2項中「もの」を「申請書」に改める。
- (4) 第8条中「受給者証」の次に「その他区長が必要と認める書類」を加える。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。